

平成19年度財務定期監査（期）措置状況

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況															
<p>保健福祉局(総務部), 区役所(生活保護関係)</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>生活保護に係る法第78条徴収金の決定を速やかに行うべきもの</p> <p>生活保護法第61条において、被保護者には収入、支出その他生計の状況の変動などについての届出義務が課されているが、この届出義務を怠り申告していない収入が判明した場合、法第78条徴収金として、被保護者から保護費を徴収することができる。</p> <p>しかし、以下のとおり、未申告収入を把握したものの、監査日現在、法第78条徴収金決定が行われていない事例が見受けられた。</p> <p>速やかに徴収金決定を行うべきである。</p> <table border="1" data-bbox="205 972 1294 1218"> <thead> <tr> <th></th> <th>監査時点</th> <th>収入把握時点</th> <th>未申告収入の内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事例1</td> <td>19年10月</td> <td>18年4月</td> <td>14年10月受領 生命保険解約返戻金</td> <td>兵庫区保健福祉部 保護課</td> </tr> <tr> <td>事例2</td> <td>19年10月</td> <td>18年10月</td> <td>17年1月からの稼働収入</td> <td>垂水区保健福祉部 保護課</td> </tr> </tbody> </table>		監査時点	収入把握時点	未申告収入の内容	担当課	事例1	19年10月	18年4月	14年10月受領 生命保険解約返戻金	兵庫区保健福祉部 保護課	事例2	19年10月	18年10月	17年1月からの稼働収入	垂水区保健福祉部 保護課	<p>事例1 平成19年10月18日に第78条に基づく徴収金を決定する措置を講じた。</p> <p>事例2 平成19年11月27日に第78条に基づく徴収金を決定する措置を講じた。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>
	監査時点	収入把握時点	未申告収入の内容	担当課													
事例1	19年10月	18年4月	14年10月受領 生命保険解約返戻金	兵庫区保健福祉部 保護課													
事例2	19年10月	18年10月	17年1月からの稼働収入	垂水区保健福祉部 保護課													
<p>(2) 支出に関する事務</p> <p>健診料の支出事務を適正にすべきもの</p> <p>薬品等特殊化学物質を取り扱う事業所の職員を対象に健康診断を実施しているが、健診料について、医療機関と締結した協定書と異なる単価で算定した金額を支出していたほか、同一の健診内容であるにもかかわらず実施医療機関によって支出単価に差異が生じている事例が見受けられた。(保健福祉局総務部庶務課)</p> <p>協定書内容を見直すとともに、履行確認を適正に行うべきである。</p>	<p>指摘以降実施分については、支出内容を同様のものとし、支出単価が「電子化加算」を除き同一の単価となるよう措置を講じた。</p> <p>また、平成20年度の覚書締結に際し、内容の見直しを行い、履行確認を適正に行う。</p>	<p>措置方針等</p>															
<p>補助金交付要綱を速やかに改正すべきもの</p> <p>民間救護施設等社会福祉施設が国の定める基準を超えて職員の配置を行った場合、要綱に基づき職員加配補助金を交付している。</p> <p>国の通知を受けて、高額繰越金を有する施設</p>	<p>補助金交付要綱を改正する措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>															

<p>に対する補助金については、算定方法を変更したにもかかわらず、要綱の改正が行われていなかった。</p> <p>(保健福祉局総務部計画調整課、保護課)</p> <p>要綱は、補助金交付の根拠規定であり、速やかに改正を行うべきである。</p>		
<p>生活保護に係る扶助費の支給を適正に行うべきもの</p> <p>生活保護法第4条では保護の補足性が規定されており、保護開始時に生命保険契約を保有している場合、他の資産同様、解約して返戻金を最低生活の維持に活用させるのが原則だが、返戻金が少額である場合などは保険金、解約返戻金を受領した時点で法第63条返還金とすることを条件に保有を認めることができる。</p> <p>保有を認めた生命保険に入院給付金特約があるにもかかわらず、被保護者の入院後に給付金の有無について確認を行っていない事例が見受けられた。(長田区保健福祉部保護課)</p> <p>資産の保有を認めた場合、その状況を適正に把握し、扶助費の支給を行うべきである。</p>	<p>保有を認めた生命保険の入院給付金特約に該当することを確認し、直ちに世帯主の母親に保険給付の申請を行うよう指導した。今後、入院給付金受領時に、法第63条により返還決定を行う。</p>	<p>措置方針等</p>
<p>(3) 財産の管理に関する事務</p> <p>生活保護に係る現金の取扱を適正にすべきもの</p> <p>ア. 戻入現金(分割納付分)の取扱を適正にすべき事例</p> <p>現金取扱事務の手引(公金編)によると、最終的に公金として収納する現金を受領した場合は、所定の金額に達するまで預かることなく、直ちに出納員等による収納を行い、所定の領収証を発行することとなっている。</p> <p>被保護者が生活保護費戻入の一部となる現金を持参した場合、独自の預かり書を交付する若しくは事実上預かることとした上で、戻入金額に達するまで金庫内に保管している事例が各区において見受けられた。</p> <p>(保健福祉局総務部保護課)</p> <p>生活保護費戻入現金(分割納付分)の取扱を定め、準公金との区分を明確にするよう指</p>	<p>ア 被保護者の収入の増加等により、戻入金が発生する場合には、翌月以降戻入金相当分を収入として認定する取り扱いとすることを原則としているが、例外的に戻入処理を行う場合がある。この処理を安易に行わないため、及び戻入処理は原則年度内に行う必要があるため、生活保護システム上では戻入金の分割納付について一定の制限をかけている。この取り扱いが指摘の原因となっているものと考えられるため、システム上分割納付が可能となるよう処理の見直しを検討している。</p>	<p>措置方針等</p>

<p>導を行うべきである。</p> <p>イ．多額の現金を金庫内に保管している事例 平成 19 年 8 月に被保護者の依頼に基づいて 法第 63 条返還金となる現金を預かったが、監 査日現在（平成 19 年 10 月 16 日）返還決定 が行われておらず、金庫内に多額の現金を保 管している事例が見受けられた。 （西区保健福祉部保護課） 速やかに法第 63 条返還金決定を行うとと もに、長期間金庫内に多額の現金を保管す ることがないように事務処理を適正に行うべき である。</p>	<p>イ 照会先からの回答に時間を要したこ とから、返還決定が遅れたものである が、平成 19 年 11 月 21 日に返還決定を 行い、保管していた現金を返還金として 納付した。 今後は、調査先からの回答を早期に求 め、決定までの期間短縮を行うよう措置 を講じた。</p>	<p>措置済</p>
---	--	------------

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>保健福祉局（病院関係）</p> <p>（1）収入に関する事務</p> <p>外来未収金の計上を適正にすべきもの</p> <p>【重点監査項目】</p> <p>外来診療に係る患者一部負担金について、中央市民病院では実収入額を調定額としており、決算上未収が生じない形になっているため、平成 17 年度以前の未収金はゼロで計上されている。また、西市民病院では、納付書送付分のみを未収金計上しているため、未収金は少額である。これに対し、入院の場合は、両病院とも請求点数から算定した患者一部負担金の額と実際の入金額との差を未収金としこれを決算書に反映している。</p> <p>（医療センター中央市民病院，同西市民病院）</p> <p>外来は患者数が多く、また医療保険の変更も頻繁にあるため、入院と同様の処理をするには現場の負担が大きいとのことであるが、未収金が決算に反映されない現行の処理方法は適切な会計処理とは言いがたい。日々の未収金は実際にはシステムで簿外管理しているため、年度末にそれを集計し実質的な未収金額を決算書に反映することを検討すべきである。</p>	<p>外来未収金の額を決算に反映させることできるよう、年度末で一括して計上するなど、検討していきたい。</p>	<p>措置方針等</p>
<p>治験研究費に係る未収金の解消を図るべきもの【重点監査項目】</p> <p>平成 18 年度決算において、平成 17 年度に発生した医業外収益未収金に、多額の残高がある。その主な理由として治験研究費にかかる未収収益があるが、請求状況、収納状況等の詳細を確認できない状態である。</p> <p>（医療センター中央市民病院）</p> <p>早急に実態を確認し、未納のものについてはただちに請求し、二重に収益計上したために収納済の債権が残っている等の場合は、適切な会計上の処理をすべきである。</p>	<p>多額の未収調定が残っている原因として、二重に収益を計上したものについては過年度損益修正を行う措置を講じた。</p> <p>また、現時点においても断定にまで至っていないものにあつては、引き続き確認作業を行なう。</p>	<p>措置方針等</p>

<p>(2) 支出に関する事務</p> <p>医師招聘謝礼の支給を適正に行うべきもの 応援医師の報酬基準について、医師免許取得後の年数と業務時間により、報酬を支出することとしている。なお、報酬基準の但書には、緊急的に応援医師を確保する必要がある場合は最高額の基準を用いることもある旨の規定がある。</p> <p>監査日現在、上記の但書に該当するケースではないにもかかわらず、医師免許所得後の年数の確認をせずに、最高の支給基準で支出している事例が見受けられた。</p> <p>(医療センター中央市民病院)</p> <p>基準を定めている以上、医師免許の写し等を徴収した上で、報酬基準に則った支出をすべきである。</p>	<p>医師免許の写し等を徴収する措置を講じた。医師免許のコピー等で確認できない場合は、応援医師に確認するよう改善する措置を講じた。</p> <p>特殊な技能を要する手術を依頼する場合や、確保困難な診療科医師を招聘する場合があります、事例ごとに但書の基準を準用できると判断される場合に限り、支出している。</p>	<p>措置済</p>
<p>(3) 契約に関する事務</p> <p>委託料の積算を適正に行うべきもの 看護師確保のために病院内に保育所を設置し、運営を社会福祉法人に委託している。委託料は、年齢別の保育児童数を基に算定、児童総数で精算しているが、算定根拠となっている年齢別の児童数(以下、「算定児童数」という。)が実際の児童数と乖離している事例が見受けられた。(医療センター中央市民病院)</p> <p>直近3年間の状況を見ると、0歳児について実際の児童数が算定児童数の半数以下しかないなど年齢によってアンバランスが生じているだけでなく児童の総数も減少傾向であるが、長期間見直しがされていない。今後の児童数の動向には不安定な側面があるのは事実であるが、一定の期間毎に、年齢別の算定児童数を実態に応じて見直し、委託料の適正化を図るべきである。</p>	<p>平成20年度より年齢別児童予定数を考慮して、当初委託費の積算根拠を一定期間毎に見直す措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>
<p>委託契約に係る契約手続を適正にすべきもの</p> <p>ア 地方公営企業法においては、地方自治法と同様、私人に公金の徴収事務を行わせる場合</p>	<p>ア 救急にかかる受付・会計業務のうち、会計業務については、平成20年度から、</p>	<p>措置方針等</p>

<p>には、徴収に関する委託契約を締結するとともに、その旨を告示する必要がある。また、徴収委託を行う場合には、地方公営企業法及び同法施行令に基づき、受託者は、収入の調定から収納までの一連の事務を受託者の権限で行い、計算書を添えて会計管理者または指定金融機関に払い込むとともに、地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則に基づく協議を行うこととされている。</p> <p>救急に係る受付・会計業務を委託しているが、この内、会計業務については、患者一部負担金の徴収・保管や領収書の発行等を行っていることから、このような業務の委託は金銭出納員の事務補助ではなく、「私人へ徴収委託」にあたりと解される。</p> <p>年度当初の契約締結時に行財政局監察室から、救急に係る受付業務と徴収業務とを分離し、徴収業務については、法令に沿った手続をするようにとの指摘があったにもかかわらず、監査日現在(H19.10.19)、未だ必要な事務処理が行われていない事例が見受けられた。</p> <p>(医療センター中央市民病院)</p> <p>会計業務については受託者名で行うよう契約内容を改めるとともに、告示や会計室との協議等法令に沿った手続をとるよう事務手続を見直すべきである。</p> <p>イ 病院における受付・会計・その他業務を委託しているが、監査日(H19.10.19)現在、平成19年度の委託契約が未だ締結されていない事例が見受けられた。</p> <p>(医療センター中央市民病院)</p> <p>前年度の業者が引き続き業務を行っているとのことであるが、双方の合意内容が契約書として明文化されない中での業務継続は契約の安定性、確定性、第三者への対抗力等の見地から決して好ましいことではない。また、委託先職員の労働条件を不安定にさせ、公共団体としての信頼性が失われる恐れすらある。早急に委託先と協議を行い、適正な契約を締結すべきである。</p>	<p>受託者名で行なうよう契約内容を改める方向で事務手続を見直す。</p> <p>イ 早急に協議をまとめ、契約を締結した。今後は遅延しないよう留意する。</p>	<p>措置済</p>
--	--	------------

<p>物品購入の契約方法を適正にすべきもの</p> <p>複数の物品購入について、課長専決契約の範囲内に分割して支払っている事例が見受けられた。 (経営管理課)</p> <p>同一の物品を、同じ業者に、同時期に支払うのであれば、経済性の観点からも1本にまとめて経理契約すべきである。</p>	<p>該当事例について、平成19年度より経理契約へ変更する措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>
<p>委託内容を見直すべきもの</p> <p>平成18年度において、「中央市民病院との連携に関する調査等業務」を財団法人 先端医療振興財団(以下、「財団」という。)に委託している。委託業務の内容は、(1)連携の現状、あるべき方向、将来的な連携に向けた課題の整理、提言に関する中央市民病院等との調整等、及び(2)連携会議(幹事会)の開催(日程調整、議題集約、会議資料作成、議事録作成)である。 (経営管理課)</p> <p>しかしながら、この委託契約は、委託料の算定根拠や業務(2)以外は具体的な業務内容が明確ではない、委託事務の執行の適正化に関する要綱に基づく適正な内容の事業実績報告書が提出されていない、契約書に収入印紙が貼付されていないなどの不備があり、適正な契約手続をすべきである。</p> <p>また、業務(1)については、連携事業における一方の当事者であり利害関係者である財団に委託する方式がのぞましいか、疑問の残るところである。連携事業の方向性等については、検討過程の透明性・客観性等を確保するため、外部の有識者等を入れた審査委員会を設置するか既存の審議会等を活用し、そこに諮問する方式がのぞましい。次に、連携会議開催等に係る事務補助については、信頼できるコンサルタントに委託する、あるいは財団を連携事業の事務局と位置づけ本来業務の一部として事務執行させる等の方策を検討されたい。</p>	<p>4月1日現在、報告書は提出済で、印紙の貼付についても、保管すべき契約書が逆になっていたためであるので交換し、適正な契約手続きとなるよう措置を講じた。</p> <p>また、指摘された委託内容については、平成19年度からは、財団を連携事業の事務局と位置づけ本来業務の一部として事務執行するように措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>環境局</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>償還金（電気料）の算定を適正に行うべきもの</p> <p>飲料水及びたばこの自動販売機の行政財産の目的外使用に係る償還金（電気料）の算定を誤っている事例が見受けられた。</p> <p>（東灘・灘・中央・兵庫・長田・須磨事業所，西クリーンセンター）</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>20年度以降適切な計算方法により算出した金額を徴収する措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>
<p>(2) 支出に関する事務</p> <p>前渡金の管理を適正に行うべきもの</p> <p>公用車に掛けている任意保険について、被害者が入院した際に保険会社より、事故の相手方への見舞い等の臨時費用に充てる保険金が支払われているが、保険金が直接前渡金管理者の預金口座へ入金されている事例が見受けられた。</p> <p>臨時費用に充てる保険金であっても、一旦市の歳入とし、必要に応じて支出すべきである。</p> <p>（自動車管理事務所）</p>	<p>平成19年4月17日発生の人身事故による保険会社からの見舞金については、平成19年12月14日、調定第16号にて市の歳入として処理する措置を講じた。なお、相手方への支払いについては、示談が完了していないため、現在も支出していない状態である。</p> <p>今後、同様の事例が発生した場合には、一旦市の歳入とし、必要に応じて支出するよう、措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>
<p>補助金の精算を適正に行うべきもの</p> <p>エコタウン活動に対する助成金は、基礎的活動助成金、地域情報紙等による広報活動、その他の活動に区分し、それぞれに上限を設けているが、精算に当たり、実施要綱（エコタウンまちづくり支援要綱）に各区分の流用に関する規定がないにもかかわらず、区分により流用されている事例が見受けられた。</p> <p>（地球環境課）</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>平成20年4月1日付でエコタウンまちづくり支援要綱の改正を行い、基礎活動助成金、地域情報紙等による広報活動、地域が取り組む環境にやさしい取り組みの実績額の合計が助成金を下回る場合にのみ、剰余金の返還を求める旨の規定を設け、各区分の流用を図ることを可能とする措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>
<p>遅滞なく支払いを行うべきもの</p> <p>支払は請求書受理後30日（工事代金については40日）以内に行わなければならないが、支払が遅延している事例が見受けられた。</p>		

<p>適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ア 平成 19 年度分のタクシー代（4 月 21 日利用分以降）及び ETC 利用代が、監査日（平成 19 年 9 月 13 日）現在、支出されていない事例（事業系廃棄物対策室）</p> <p>イ 平成 19 年度分の物品（消耗品及び備品）の支払いが支出命令書の紛失により、遅延している事例（垂水事業所）</p>	<p>ア 指摘された 2 件については、平成 19 年 10 月 5 日までに手続を完了し、その後の請求分については、請求書受領後速やかに支出し、適正な事務処理を行うための措置を講じた。</p> <p>イ 支払い手続き上、事業所から本庁に支出命令書を送付する場合には、送付記録を取るとともに、一定期間経過後に確認できない命令書についてはその都度確認をとるよう、適正な事務処理を行うための措置を講じた。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>
<p>プリペイドカードの支出を適正にすべきもの</p> <p>年度当初のプリペイドカードの購入に際して、領収書の日付が前渡金の支出日よりも前になっており、立替払いが生じている事例が見受けられた。（事業系廃棄物対策室）</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>前渡金支出が必要なものについては、立替払いを行わずに済むように、適正な事務処理を行うための措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>
<p>(3) 契約に関する事務</p> <p>契約方法を見直すべきもの</p> <p>クマデ・箕といったごみ収集業務に使用する消耗品については、各事業所単位で購入しているが、基本的に同等品であるにもかかわらず、購入単価が相当異なっている事例が見受けられた。</p> <p>本件については、前回の定期監査においても、一括購入や単価契約など、経費節減が可能となる方法を検討するよう意見を付していたが、現在まで効果的な対応策が講じられていない。（業務課）</p> <p>必要な対応を行うべきである。</p>	<p>平成 20 年度以降の契約について、各事業所購入前に仕様の統一や購入店舗等について調整し、経費節減となるよう購入方法の見直しを行う。</p>	<p>措置方針等</p>
<p>(4) 財産の管理に関する事務</p> <p>備品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>備品については受払の都度、管理簿に記載しなければならないが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。</p>		

<p>適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ア 購入あるいは保管転換した備品（公用車等）を備品管理簿に記載していない事例（須磨事業所，垂水事業所，自動車管理事務所）</p> <p>イ 保管転換した備品（公用車）を備品管理簿に重複して記載している事例（長田事業所）</p> <p>ウ 廃棄（車）した備品（公用車）が備品管理簿に記載されたままになっている事例（西事業所）</p>	<p>ア 購入あるいは保管転換した備品を備品管理簿に記載していない事例については、早急に備品管理簿に記載する措置を講じた。</p> <p>イ 保管転換した備品を備品管理簿に重複して記載していた事例については、早急に備品管理簿から削除する措置を講じた。</p> <p>ウ 廃棄（車）した備品（公用車）が備品管理簿に記載されたままになっている事例については、早急に備品管理簿から削除する措置を講じた。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>
<p>公用車の管理を適正に行うべきもの</p> <p>公用車の管理については、運転手は用務終了後に、また運転職員は運転終了後に、それぞれ運転日報を作成し、公用車管理者に報告することとなっているが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ア 運転日報が作成されていない事例（垂水事業所）</p> <p>イ 公用車管理者の決裁がされていない事例（庶務課，北事業所，西事業所，自動車管理事務所，落合クリーンセンター）</p>	<p>ア 公用車運転にかかる運転日報を作成し、適切な事務処理を行うための措置を講じた。</p> <p>イ 運転日報に公用車管理者決裁覧を作成し、決裁を行う措置を講じた。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>
<p>ETCカードの管理を適正に行うべきもの</p> <p>ETCを搭載した公用車については、ETCカードを使用した際、ETCカード使用簿と運転日報により履行確認を行うこととなっているが、ETCカード使用簿の記載と運転日報の運転記録が一致しない事例が見受けられた。</p> <p>（自動車管理事務所，東クリーンセンター，西クリーンセンター）</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>ETCカード使用の際にはETCカード使用簿と運転日報による履行確認を行い、今後、ETCカードの管理を適正に行うための措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>